**障害福祉サービス事業者（共同生活援助）自己点検表**

事業所の名称：　　　　　　　　　　　　　　　運営指導日：令和　　年　　月　　日（　）　　指導担当者氏名：

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例平成24年12月21日鳥取県条例第71号鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例をここに公布する。　鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例目次第1章　総則(第1条―第4条)第2章　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(第5条・第6条)第3章　療養介護(第7条・第8条)第4章　生活介護(第9条・第10条)第5章　短期入所(第11条・第12条)第6章　重度障害者等包括支援(第13条・第14条)第7章　自立訓練(第15条・第16条)第7章の2　就労選択支援（第16条の2・第16条の3)第8章　就労移行支援(第17条・第18条)第9章　就労継続支援(第19条・第20条)第10章　就労定着支援（第21条・第22条）第11章　自立生活援助（第23条・第24条）第12章　共同生活援助(第25条・第26条)第13章　多機能型の特例(第27条)附則第1章　総則(趣旨)第1条　この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第41条の2第1項第1号及び第2号、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。(平31条例17・一部改正)(定義)第2条　この条例で使用する用語の意義は、法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。(平31条例17・一部改正)(指定障害福祉サービス事業者の要件)　　　　　　　　　　　　　　　　第3条　法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。(一般原則)第4条　障害福祉サービス事業を行う者は、法第1条の2の基本理念にのっとり、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ってサービスを提供するよう務めなければならない。2　障害福祉サービス事業を行う者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた障害福祉サービスに関する計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより提供するサービスの向上に努めなければならない。第12章　共同生活援助(基本方針)第25条　指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。(基準)第26条　共同生活援助に係る指定基準は、別表第11のとおりとする。2　前項に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、共同生活援助の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

| 別表第11(第26条関係) |
| --- |
| 区分 | 指定基準 |
| 従業者の配置 | 1　次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所(以下「外部サービス利用型事業所」という。)にあっては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。(1)　管理者(2)　世話人(3)　生活支援員(4)　サービス管理責任者2　管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。3　常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を行う事業所（以下「日中サービス支援型事業所」という。）にあっては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか１人以上は、常勤の者であること。 |
| 設備 | 1　定員は、4人以上とすること。2　共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、日中サービス支援型事業所以外の事業所において利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。(1)　2室以上10室以下の居室(2)　居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備(3)　食堂(4)　便所(5)　浴室(6)　その他日常生活を営む上で必要な設備3　日中サービス支援型事業所にあっては、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、１つの建物に複数の共同生活住居を設けることができること。ただし、当該建物における居室の数は、20室以下とする。4　居室は、次のとおりとすること。(1)　一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。(2)　面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。5　日中サービス支援型事業所以外の事業所において、共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居については、次のとおりとすること。(1)　入居定員は、1人とすること。(2)　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。(3)　面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。6　非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。 |
| サービスの開始 | 1　正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。2　サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、人数及び職務の内容(3)　入居定員(4)　サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額(5)　外部サービス利用型事業所にあっては、委託する指定障害福祉サービス事業者及びその事業所の名称及び所在地並びに委託するサービスの内容(6)　入居に当たっての留意事項(7)　緊急時等における対応方法(8)　非常災害対策(9)　事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合は、当該障がいの種類(10)　虐待の防止のための措置に関する事項(11)　従業者の勤務体制(12)　その他サービスの選択に資すると認められる重要事項 |
| 個別支援計画 | 別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準＞**1　サービス管理責任者に個別支援計画を作成させること。2　個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業(以下この項において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。3　アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。なお、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。4　個別支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等の意見を聴くとともに、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。 |
| サービスの提供 | 1　サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。2　利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、担当者の設置その他の措置を講ずること。3　利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。4　感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。5　サービスの開始の項第2号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。6　利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。7　非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。8　業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。9　利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 |
| 記録の作成及び保存 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | 別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第1事故等への対応の項に掲げる基準＞**1　従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。2　利用者又はその家族の情報を他の事業者等に提供する際は、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。3　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。4　利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。5　苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。6　法第10条第1項、第11条第2項若しくは第48条第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。7　前号に定めるもののほか、利用者からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力すること。 |

 | 審査適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否 | ○鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則平成25年3月29日鳥取県規則第18号鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則をここに公布する。鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(趣旨)第1条　この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。)第6条第3項、第8条第3項、第10条第4項、第12条第3項、第14条第2項、第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、第24条第２項、第26条第２項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。　　　　 (平26規則24・平30規則22・平31規則23・一部改正)(定義)第2条　この規則において「常勤換算」とは、常勤でない従業者の1週間の勤務時間の合計を常勤の従業者の1週間の勤務時間数(32時間を下回るときは、32時間)で除す方法により、常勤でない従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算することをいう。2　前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)並びに条例で使用する用語の例による。　　　　　　 (平31規則23・一部改正)(共同生活援助の基準)第13条　条例に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、別表第11のとおりとする。附　則(施行期日)第1条　この規則は、平成25年4月1日から施行する。(経過措置)第2条　令和3年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第11サービスの提供の項第34号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護(第4号に掲げる者にあっては、身体介護に係る居宅介護に限る。)を利用させることができる。(1)　重度訪問介護に係る支給決定を受けることができる者(2)　同行援護に係る支給決定を受けることができる者(3)　行動援護に係る支給決定を受けることができる者(4)　個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられている者であって、市町村長が居宅介護を利用することが必要と認めたもの2　前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用させる事業所に対する別表第11従業者の配置の項第1号(2)及び第2号(2)の規定の適用については、その数に2分の1を乗じて得た数を利用者の数とみなす。第３条　現に提供されている共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定める必要な量に満たない区域においては、令和7年３月31日までの間、別表第11設備の項第１号の規定にかかわらず、精神病床を減少した病院の敷地内の建物を共同生活住居とすることができる。２　前項の規定により共同生活援助を行う事業所は、次に掲げる基準を満たさなければならない。(1)　定員は、30人以下とすること。(2)　構造及び設備は、入居者の生活の独立性を確保するものとすること。(3)　原則として、２年を超えて入居させないこと。(4)　入居者が住宅又は共同生活援助を行う他の指定障害福祉サービス事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかについて定期的に検討するとともに、住宅等に移行できるよう適切な支援を行うこと。(5)　個別支援計画には、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動についても記載すること。(6)　入居者の地域への移行を推進するための関係者による協議会を設置し、定期的に状況を報告し、要望、助言等を聴くこと。(7)　法第89条の３第１項に規定する協議会その他これに準ずる機関に定期的に状況を報告し、助言等を求めること。附　則(平成26年規則第24号)(施行期日)1　この規則は、平成26年4月1日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の日前から引き続き指定障害福祉サービスのうち共同生活援助を行っている事業所に対する改正後の鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則別表第9従業者の配置の項第1号の規定の適用については、当分の間、同号(1)中「6」とあるのは、「10」とする。

| 別表第11(第13条関係) |
| --- |
| 区分 | 指定基準 |
| 従業者の配置 | 1　日中サービス支援型事業所以外の事業所にあっては、従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数(外部サービス利用型事業所にあっては、(1)及び(3)に定める人数)とすること。(1)　世話人　常勤換算をして利用者の数を6で除した数以上(2)　生活支援員　常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上ア　障害支援区分が区分3に該当する利用者の数を9で除した数イ　障害支援区分が区分4に該当する利用者の数を6で除した数ウ　障害支援区分が区分5に該当する利用者の数を4で除した数エ　障害支援区分が区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数(3)　サービス管理責任者　利用者の数が30以下の場合にあっては1以上、30人を超える場合にあっては利用者の数から30を控除した数を30で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上2　日中サービス支援型事業所にあっては、従業者の人数は、次のとおりとすること。(1)　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数は、常勤換算をして利用者の数を５で除した人数以上とすること。(2)　夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の総数は、常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上とすること。ア　障害支援区分が区分３に該当する利用者の数を９で除した数イ　障害支援区分が区分４に該当する利用者の数を６で除した数ウ　障害支援区分が区分５に該当する利用者の数を４で除した数エ　障害支援区分が区分６に該当する利用者の数を2.5で除した　　　　　　　　 数(3)　サービス管理責任者の数は、利用者の数が30人以下の場合にあっては１人以上、 30人を超える場合にあっては利用者の数から30を控除した数を30で除した数（１未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）に１を加えた人数以上とすること。3　日中サービス支援型事業所にあっては、前号の従業者のほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上の世話人又は生活支援員に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせること。4　従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者であること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。5　サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。6　管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。7　管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者であること。 |
| 設備 | 1　共同生活住居を設ける場所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域とし、かつ、障害者支援施設及び病院の敷地外とすること。2　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。3　共同生活住居には、1以上のユニットを有すること。4　ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とすること。 |
| サービスの開始及び終了 | 1　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をすること。2　サービスの提供は、共同生活住居への入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)を対象とすること。3　利用申込者が入居するときは、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。4　利用者が退居するときは、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行うこと。5　利用者が退居するときは、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。6　利用者が入居し、又は退居するときは、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告すること。7　サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力すること。8　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめること。9　支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。10　支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行うこと。 |
| 個別支援計画 | 別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準＞**1　計画には、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載すること。また、他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を含めるよう努めること。2　計画の作成に当たっては、利用者及びサービスの提供に当たる従業者等による会議を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、計画の原案の内容について意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。3　計画を作成したときは、当該計画を利用者等及び指定特定相談支援事業者等に交付すること。4　計画の作成後、当該計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次号において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該計画を点検し、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。5　モニタリングに当たっては、利用者等との連絡を継続的に行うこと。また、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接するとともに、定期的にモニタリングの結果を記録すること。6　計画の変更については、計画の作成に準ずること。 |
| サービスの提供 | 1　利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。2　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。3　利用者等から費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その使途及び額並びに費用を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。ただし、次号及び第5号に規定するサービスに係る費用の徴収については、この限りではない。4　介護給付費が支払われるサービスに対する対価については、基準額とすること。5　介護給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。6　前2号に規定するもののほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。この場合において、(1)に掲げる費用については、法第34条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が支払われた場合は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされる特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とすること。(1)　家賃(2)　食材料費(3)　光熱水費(4)　日用品費(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者等に負担させることが適当と認められるもの7　前3号の費用の額を徴収した場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付すること。8　2以上の障害福祉サービス事業者のサービスを利用する利用者(入居前の体験的なサービスの利用者を除く。)については、それぞれの事業者に支払う額を算定し、その額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び他の事業者に通知すること。入居前の体験的なサービスの利用者から依頼があったときも、同様とする。9　法第29条第4項の規定により利用者に代わって介護給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知すること。10　介護給付費が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。11　個別支援計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。11の2　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。12　入居前の体験的なサービスの利用を希望する者に対してサービスの提供を行う場合には、個別支援計画に基づき、当該利用者が、サービスの利用を円滑に継続できるよう配慮するとともに、他の利用者の処遇に支障がないようにすること。13　懇切丁寧にサービスを提供することを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。14　サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。この場合において、サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めること。(1)　他の指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。(2)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。(3)　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう生活介護を行う事業者等との連絡調整を行うこと。(4)　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。15　利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。16　利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うこと。17　障害支援区分の認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて適切な支援を行うこと。18　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。19　管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、当該事業所の従業者に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせること。20　利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携等の適切な支援体制を確保すること。21　共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させないこと。ただし、災害の発生、虐待を受けた者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。22　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。また、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。22の2　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めること。22の3　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。23　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。24　サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。また、広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしないこと。25　他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。26　事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。27　事業の運営に当たっては、地域住民による自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること。27の2　利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。また、当該報告、要望、助言等についての記録を作成し、公表すること。なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。27の3　地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けること。27の4　前２号の規定は、提供するサービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。28　サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。(1)　正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。(2)　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。29　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。30　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。(3)　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。31　利用者の使用する設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。32　感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。(1)　感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。(2)　感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(3)　従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。33　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。34　利用者について、生活介護を行う事業所等との連絡調整及び余暇活動の支援に努めること。35　調理、洗濯その他の家事は、利用者と従業者が共同で行うよう努めること。36　事業所においては、利用者の負担により、従業者以外の者による家事等を利用させないこと。37　事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。38　従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮すること。39　事業所ごとに、当該事業所の従業者(外部サービス利用型事業所にあっては、サービスの提供を委託した指定居宅介護サービス事業者(以下「受託事業者」という。)の従業者を含む。)によってサービスを提供すること。40　従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。41　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。42　日中サービス支援型事業所においては、短期入所（併設事業所又は単独型事業所において行うものに限る。）のサービスを提供すること。43　日中サービス支援型事業所においては、常時１人以上の従業者を介護又は家事等に従事させること。44　日中サービス支援型事業所においては、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行うこと。45　日中サービス支援型事業所においては、法第89条の３第１項に規定する協議会その他これに準ずる機関に定期的に事業の実施状況及び第27号の２の報告、要望、助言等の内容又は第27号の４の評価の結果を報告し、評価を受けるとともに、助言等を求め、それらを記録すること。46　外部サービス利用型事業所においては、個別支援計画に基づき、受託事業者により適切かつ円滑にサービスが提供されるよう、必要な措置を講ずること。47　外部サービス利用型事業所においては、受託事業者がサービスを提供した場合にあっては、その日時、時間、具体的な内容等を文書により報告させること。48　外部サービス利用型事業所における受託事業者との契約は、事業所ごとに文書により締結すること。49　外部サービス利用型事業所においては、受託事業者の業務について必要な管理及び指揮命令を行うとともに、受託事業者が行うサービスの実施状況を定期的に確認し、その結果を記録すること。 |
| 記録の作成及び保存 | 1　次に掲げる記録を整備すること。(1)　条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録**＜条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録＞**3　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。5　苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。(2)　サービスの提供の項第27号の２の規定による報告、要望、助言等の内容に係る記録(3)　サービスの提供の項第28号の規定による市町村への通知に係る記録(4)　サービスの提供の項第45号の規定による報告、評価、助言等に係る記録(5)　サービスの提供の項第49号の規定による受託事業者のサービスの実施状況の確認の結果に係る記録2　条例別表第11記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。(1)　決算書類　30年間(2)　会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類　10年間(3)　(1)及び(2)に掲げる書類以外の記録　5年間3　作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(サービスの開始及び終了の項第6号及び第8号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。4　交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。 |
| 事故等への対応 | 別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。**＜別表第1事故等への対応の項に掲げる基準＞**1　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力すること。2　利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、必要な措置を講ずること。3　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 |

備考　この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日平均の人数(新規に事業を開始する場合は、その推定数)をいう。 | 審査適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否適：否 |

注）「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（令和２年７月１７日障発０７１７第２号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）における各「主眼事項及び着眼点」に留意すること。

　　また、自立支援給付費に関しては、同「主眼事項及び着眼点」の「介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い」の該当項目を中心に実施すること。